



山形県公報

平成18年10月10日(火)
第1783号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則.....(市町村課)...1317  
 山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に  
 関する規則.....(児童家庭課)... 同  
 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....( 同 )...1323

### 訓 令

昭和39年4月県訓令第12号(物品の分類基準の指定)の一部を改正する訓令.....(出納局)...1324

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(健康福祉企画課)...1325  
 生活保護法による指定医療機関の指定.....( 同 )... 同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....( 同 )... 同  
 山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程.....(児童家庭課)...1326  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...1328  
 県営土地改良事業計画の変更.....(最上総合支庁農村計画課)...1329  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)... 同  
 県道の供用の開始.....( 同 )... 同

### 公 告

一般競争入札の公告.....(管財課)...1330  
 都市計画の案及び都市計画の変更の案を作成することについての公聴会.....(都市計画課)... 同

## 規 則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第112号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一部事務組合」を「組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第113号

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行については、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省、厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び山形県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年10月県条例第54号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書類の様式）

第2条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第4条第1項の規定による認定の申請書 認定こども園認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 法第5条第2項の規定による有効期間の更新の申請書 認定こども園認定有効期間更新申請書（別記様式第2号）
- (3) 法第7条第1項の規定による変更の届出書 認定こども園変更届（別記様式第3号）

（軽微な変更）

第3条 省令第6条第1号に規定する知事が定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数に10分の1を乗じて得た数とする。

- (1) 法第3条第1項第1号に規定する要件に適合している旨の認定を受けた幼稚園 当該幼稚園の収容定員
- (2) 法第3条第1項第2号に規定する要件に適合している旨の認定を受けた保育所等のうち保育所以外の施設 当該施設の入所定員
- (3) 法第3条第2項第1号に規定する要件に適合している旨の認定を受けた幼保連携施設 当該幼保連携施設を構成する幼稚園の収容定員

（報告の徴収）

第4条 法第8条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（別記様式第4号）を毎年6月30日までに提出することにより行うものとする。

（認定の辞退）

第5条 認定こども園の設置者は、当該認定こども園の認定を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の30日前までに、認定こども園認定辞退届（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

## 認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

|                              |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 認定を受けようとする<br>施設の名称及び所在地     | 施設の種別                |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 施設名                  |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 所在地                  |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
| 認定こども園の名称、<br>連絡先及び長の氏名      | 名称                   |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 連絡先                  | 電話番号                                                                                                                                                                                                                                             |         |     |
|                              |                      | ファックス番号                                                                                                                                                                                                                                          |         |     |
|                              |                      | 電子メールアドレス                                                                                                                                                                                                                                        |         |     |
| 長の氏名                         |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
| 事業開始予定年月日                    | 年 月 日                |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
| 定 員                          |                      | 満3歳未満の者                                                                                                                                                                                                                                          | 満3歳以上の者 | 合 計 |
|                              | 保育に欠ける子どもの数          |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 保育に欠けない子どもの数         |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
| 教育及び保育の<br>目標及び理念<br>並びに主な内容 | 教育及び保育の<br>目標及び理念    |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 教育及び保育の<br>ねらいと内容の概要 |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
|                              | 開園日数及び時間             | 開園日数 年間 日<br>開園時間<br>平日 時 分～ 時 分<br>（保育に欠けない子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分）<br>土曜日 時 分～ 時 分<br>（保育に欠けない子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分）<br>その他 時 分～ 時 分<br>（保育に欠けない子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分）<br>休園日 毎週 曜日、 月 日～ 月 日<br>保育に欠けない子どもに対する長期休暇<br>月 日～ 月 日、 月 日～ 月 日、 月 日～ 月 日 |         |     |
| 子育て支援事業の概要                   |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |
| 備 考                          |                      |                                                                                                                                                                                                                                                  |         |     |

- （注） 1 施設の種別の欄には、申請に係る認定こども園を構成する施設の種類の（幼稚園、保育所又は認可外保育施設）を記入してください。
- 2 保育所において定員の弾力化による受入れを行う場合には、その旨を備考欄に記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (2) 申請者が個人の場合は、住民票の写し
  - (3) 認定こども園の長の履歴書
  - (4) 教育及び保育の目標並びに主な内容に関する資料
  - (5) 保育に従事する者等の配置及び資格に関する資料
  - (6) 施設設備及び管理運営等に関する資料

様式第2号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

認定こども園認定有効期間更新申請書

下記の施設について、認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、申請します。

記

|             |           |   |           |
|-------------|-----------|---|-----------|
| 施設 の 名 称    |           |   |           |
| 施設 の 所 在 地  | 〒         |   |           |
|             | 電 話 番 号   |   |           |
|             | ファックス番号   |   |           |
|             | 電子メールアドレス |   |           |
| 認定年月日及び認定番号 | 年         | 月 | 日 指令 第 号  |
| 更新前の有効期間    | 年         | 月 | 日 ~ 年 月 日 |

様式第3号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

認定こども園変更届

下記の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する事項を変更するので同項の規定により、届け出ます。

記

|                          |               |  |  |
|--------------------------|---------------|--|--|
| 施 設 の 名 称                |               |  |  |
| 施 設 の 所 在 地              | 〒             |  |  |
|                          | 電 話 番 号       |  |  |
|                          | ファックス番号       |  |  |
|                          | 電子メールアドレス     |  |  |
| 認 定 年 月 日 及 び<br>認 定 番 号 | 年 月 日 指 令 第 号 |  |  |
| 変 更 す る 事 項              |               |  |  |
| 変 更 の 内 容                |               |  |  |

添付書類

変更事項に関する内部規程等の関係書類

様式第4号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

## 認定こども園運営状況報告書

下記の施設に係る運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、報告します。

## 記

|                              |                  |         |         |     |
|------------------------------|------------------|---------|---------|-----|
| 施設 の 名 称                     |                  |         |         |     |
| 施設 の 所 在 地                   | 〒                |         |         |     |
|                              | 電 話 番 号          |         |         |     |
|                              | ファックス番号          |         |         |     |
|                              | 電子メールアドレス        |         |         |     |
| 認 定 年 月 日 及 び<br>認 定 番 号     | 年 月 日 指 令 第 号    |         |         |     |
| 報告の前日において<br>保育している子ども<br>の数 |                  | 満3歳未満の者 | 満3歳以上の者 | 合 計 |
|                              | 保育に欠ける<br>子どもの数  |         |         |     |
|                              | 保育に欠けない<br>子どもの数 |         |         |     |

## 添付書類

- 1 教育及び保育の目標並びに主な内容に関する資料
- 2 保育に従事する者等の配置及び資格に関する資料
- 3 施設設備及び管理運営等に関する資料

様式第5号

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

認定こども園認定辞退届

下記の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項（第2項）の規定により受けた認定を辞退するので、山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則第5条の規定により、届け出ます。

記

|                                             |                 |   |           |
|---------------------------------------------|-----------------|---|-----------|
| 施 設 の 名 称                                   |                 |   |           |
| 施 設 の 所 在 地                                 | 〒               |   |           |
|                                             | 電 話 番 号         |   |           |
|                                             | フ ァ ッ ク ス 番 号   |   |           |
|                                             | 電 子 メール ア ド レ ス |   |           |
| 認 定 年 月 日 及 び<br>認 定 番 号                    | 年               | 月 | 日 指 令 第 号 |
| 辞 退 し よ う と す る<br>年 月 日                    | 年               | 月 | 日         |
| 辞 退 し よ う と す る<br>理 由                      |                 |   |           |
| 現 に 入 所 し て い る<br>子 ど も の 今 後 の<br>処 遇 方 法 |                 |   |           |

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第114号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第28号を第29号とし、第6号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「別記様式第4号の2」を「別記様式第4号の2の2」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 省令第24条の2第2項の規定による届出 私立認定保育所入所児童選考方法届出書（別記様式第4号の2）第3条第2項第2号中「前項第15号」を「前項第16号」に改める。

別記様式第4号の2を別記様式第4号の2の2とし、別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2

|                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年 月 日                                                                                                                                                                         |
| 山形県知事 殿                                                                                                                                                                       |
| 私立認定保育所の設置者<br>住 所<br>氏 名 <span style="float: right;">印</span><br>（法人の場合は、所在地並びに名称及び代表者の氏名）                                                                                   |
| 私立認定保育所入所児童選考方法届出書<br><br>下記のとおり本施設に入所する児童の選考の方法について定めた（変更した）ので、児童福祉法施行規則第24条の2第2項の規定により届け出ます。<br><br>記<br><br>1 私立認定保育所の名称<br><br>2 入所する児童の選考の方法<br><br>3 変更の場合にあつては、変更した年月日 |

注 この届出書は、当該私立認定保育所が所在する市町村長を経由して提出してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第20号

庁 中  
公 所

昭和39年4月県訓令第12号（物品の分類基準の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

物品分類基準の表大分類の欄中「2万円」を「5万円」に改める。



## 告 示

## 山形県告示第929号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条（第55条において準用する同法第50条）の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 医学部前調剤薬局  | 山形市飯田西四丁目4番13号 | 平成18. 6.30 |
| 鈴川調剤薬局    | 同 花楯一丁目19番20号  | 同          |
| かごた調剤薬局   | 同 籠田一丁目14番28号  | 同          |
| 城西調剤薬局    | 同 城西町五丁目29番24号 | 同          |
| 七日町調剤薬局   | 同 七日町五丁目12番13号 | 同          |

## 山形県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| 医学部前調剤薬局  | 山形市飯田西四丁目4番13号 | 平成18. 7. 1 |
| 鈴川調剤薬局    | 同 花楯一丁目19番20号  | 同          |
| かごた調剤薬局   | 同 籠田一丁目14番28号  | 同          |
| 城西調剤薬局    | 同 城西町五丁目29番24号 | 同          |
| 七日町調剤薬局   | 同 七日町五丁目12番13号 | 同          |
| 東山内科クリニック | 新庄市東谷地田町2番地の6  | 同 8. 1     |

## 山形県告示第931号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日      |
|-------------------------|----------------------------------|--------------------|------------|
| はみんぐ指定居宅介護支援事業所         | 居宅介護支援                           | 米沢市大字川井字道下2995番地の5 | 平成18. 8.25 |
| 米沢市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション | 介護予防訪問介護<br>介護予防訪問入浴<br>介護       | 同 西大通一丁目5番60号      | 同 9. 1     |
| グループホーム東陽館              | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 同 城北一丁目2番5号        | 同          |
| ツクイ江俣                   | 居宅介護支援                           | 山形市江俣四丁目6番15号      | 同 9. 6     |

## 山形県告示第932号

山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程を次のように定める。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県認定こども園の認定の基準及び運営の基準に関する規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 認定の基準（第3条 - 第7条）
- 第3章 運営の基準（第8条 - 第14条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この規程は、山形県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年10月県条例第54号。以下「条例」という。）第3条に規定する認定の基準及び認定こども園の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年文部科学省、厚生労働省告示第1号。以下「告示」という。）及び条例において使用する用語の例による。

## 第2章 認定の基準

## （学級の編制）

第3条 条例別表第1項第3号の学級については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数により編制するものとする。

(1) 満3歳以上満4歳に満たない子どもの学級 原則20人以下

(2) 満4歳以上の子どもの学級 原則30人以下

## （保育に従事する者の資格の特例）

第4条 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが保育士となる資格の取得に努めていると認められる場合に限り、その者を当該長時間利用児の保育に従事する者とすることができる。

2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものが幼稚園の教員の免許状の取得に努めていると認められる場合に限り、その者を学級担任とすることができる。

（建物及びその附属設備等の設置の特例）

第5条 条例別表第3項第1号の知事が別に定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保できること。

2 条例別表第3項第2号の屋外遊戯場について知事が別に定める場合は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の付近に次に掲げる要件を満たす場所がある場合とする。

- (1) 子どもが安全に利用できること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (4) 条例別表第4項第3号に規定する面積の要件を満たすこと。

3 条例別表第3項第2号の調理室について知事が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、次に掲げる要件を満たし、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合

イ 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

ロ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ハ 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮した調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

ニ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ホ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(2) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）附則第3条の規定に基づく認定により、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の特例措置の適用を受ける保育所により構成される認定こども園である場合

（認定こども園の園舎等の面積の特例）

第6条 条例別表第4項第1号の知事が別に定める場合は、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、保育室又は遊戯室の面積が同項第2号に規定する要件を満たす場合とする。

2 条例別表第4項第2号の知事が別に定める場合は、満3歳以上の子どもについて、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が同項第1号に規定する要件を満たす場合とする。

3 既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場の面積が条例別表第4項第3号イの要件を満たすときは、同号ロの要件を満たすことを要しないものとする。

4 既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場の面積が条例別表第4項第3号ロの要件を満たすときは、同号イの要件を満たすことを要しないものとする。

（教育及び保育の内容）

第7条 条例別表第5項に規定する全体的な計画及び指導計画は、告示第5に規定する内容を参酌して作成するものとする。

### 第3章 運営の基準

（認定こども園の長）

第8条 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有する者とする。

2 認定こども園の長は、すべての職員の協力を得ながら当該認定こども園の一体的な管理運営を行うものとする。

る。

（満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者）

第9条 認定こども園は、満3歳以上の子どもの教育及び保育を行う者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士となる資格を併有する者を配置するよう努めるものとする。

（保育に従事する者の資質の向上等）

第10条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、保育に従事する者の資質の向上等を図るものとする。

- (1) 保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、職員（認定こども園の長を含む。）に対する当該認定こども園の内外における研修の幅を広げること。
- (5) 認定こども園の内外における適切な研修の計画を作成し、実施するとともに、当該認定こども園の内外における研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- (6) 認定こども園の長には、当該認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

（子育て支援）

第11条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施するものとする。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組みも有意義であること。
- (3) 子育て相談又は親子の集いの場を週3日以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- (4) 保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

（情報開示）

第12条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めるものとする。

（補償の体制）

第13条 条例別表第7項第4号に規定する補償の体制は、適切な保険又は共済制度への加入等により整備するものとする。

（教育及び保育の質の向上）

第14条 認定こども園は、条例別表第7項第5号の規定による評価の結果の公表を通じて、教育及び保育の質の向上に努めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第933号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名          | 地区名 | 工事完了年月日    |
|--------------|-----|------------|
| 水田農業振興緊急整備事業 | 広野  | 平成18年3月31日 |
| 水田農業振興緊急整備事業 | 上野原 | 平成18年3月31日 |

## 山形県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営泉川地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営泉川地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年10月10日から同年11月8日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年10月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4215番から<br>同 大字手ノ子字中里3038番まで   | 旧    | 23.0メートル<br>↓<br>5.6  | メートル<br>774 |
| 同 上                                           |      | 61.2メートル<br>↓<br>16.8 | メートル<br>748 |
| 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4215番から<br>同 字大巻二1334番13まで     | 新    | 16.5メートル<br>↓<br>10.0 | メートル<br>262 |
| 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻二1334番8から<br>同 大字手ノ子字中里3038番まで |      | 23.0メートル<br>↓<br>8.0  | メートル<br>499 |
| 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4215番から<br>同 大字手ノ子字中里3038番まで   |      | 61.2メートル<br>↓<br>16.8 | メートル<br>748 |

## 山形県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年10月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 長井飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4215番から  
同 大字手ノ子字中里3038番まで
- 3 供用開始の期日 平成18年10月10日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                   | 日 時                        | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                            | 予 定 価 格    |
|---------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎<br>302会議室 | 平成18年10月30日(月)<br>午前10時30分 | 村山市大字大久保字北口120番地5<br>土地及び建物<br>宅地（実測）186.54平方メートル<br>（公簿）187.41平方メートル<br>住宅建 63.76平方メートル<br>雑屋建 6.30平方メートル | 1,470,000円 |

（注） 予定価格は、消費税及び地方消費税を含む金額である。

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                            | 場 所                                | 日 時                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 村山市大字大久保字北口120番地5<br>土地及び建物<br>宅地（実測）186.54平方メートル<br>（公簿）187.41平方メートル<br>住宅建 63.76平方メートル<br>雑屋建 6.30平方メートル | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号<br>村山総合支庁北庁舎 302会議室 | 平成18年10月20日(金)<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2066）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の案及び都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成18年10月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成18年10月27日(金) 午後2時
- 2 場 所 天童市老野森二丁目6番3号  
天童市総合福祉センター

### 3 都市計画の案及び都市計画の変更の案の概要

#### (1) 山形広域土地区画整理事業の案（天童市芳賀地区）

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

#### (2) 山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

#### (3) 山形広域都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分する都市計画の変更の案（天童市芳賀地区）

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）

### 4 その他

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を土木部都市計画課又は村山総合支庁建設部都市計画課に平成18年10月23日（月）までに提出すること。

(2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。

(4) 代理人による意見の陳述は、認めない。

(5) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 土木部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

平成18年10月10日印刷  
平成18年10月10日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056